

JA  DA 秋田地区 Press information

社団法人 日本グラフィックデザイナー協会 秋田地区

地区事業広報資料

2011

2011.10.1版

JA  DA

AKITA

日本グラフィックデザイナー協会は日本のグラフィックデザイナーの全国組織として
さまざまな角度から協会の未来を想定して、新しいヴィジョンを策定しました。

JAGDA VISION

日本グラフィックデザイナー協会は
グラフィックデザインの力を通じて
コミュニケーション環境の質的向上に寄与します。

- 1: 広く社会や行政に向き合い、コミュニケーションにおけるデザインの可能性を問いかけ発信します。
- 2: グラフィックデザイナーの職能の意味、役割、誇りを共有することで連携を持ちます。
- 3: 安心して仕事ができる環境を整備するとともに、職能の権利を保全します。
- 4: 世代を超えてデザインの価値と伝統を受け継ぎながら、若い才能を啓発し、発見し、世界に送り出します。
- 5: 日本の伝統と文化を継承し、更にグラフィックデザインにおける新たな発展と進化をめざします。
- 6: 世界のデザイン活動の諸相との交流を深め、活動の意義と範囲を広げます。

JAGDA組織図

[2009年11月12日現在]

総会

毎年1回開催

理事会

年4回程度開催
理事15～20名で構成
会長
副会長

運営委員会

年4回程度開催
運営委員26名および
各委員会の委員長で構成

事務局

協会の円滑な運営、
事業推進のための実務
顧問弁護士・顧問税理士との連携
事務局スーパーバイザー1名
正職員数6名

委員会

総務委員会

運営組織の整備
経済産業省および日本デザイン団体協議会(D-8)との連携
入会受付、会員管理

財務委員会

予算書・決算書の作成
会費の徴収・管理

広報委員会

会報『JAGDA Report』、ニュースレター『JAGDA Paper』、
メールニュース『JAGDA News』の編集・発行、
ダイレクトメール同封事業の実施

展覧会委員会

展覧会の企画編成・巡回
デザインハブ企画展の運営・実施

創作保全委員会

デザイン料金問題への取り組み
デザインに関する知的財産の保護・確立

教育委員会

教育セミナー、ワークショップの企画・実施
「JAGDA ONE DAY SCHOOL」の企画・実施
JAGDA教科書『VISUAL DESIGN』の編纂・普及

eデザイン委員会

デジタル関連業界との意見交流

国際委員会

国際グラフィックデザイン団体協議会(Icograda)への窓口
海外巡回ポスター展の編成・協力
海外デザインコンペティション情報の提供

全国地域会議

地区地域組織の交流と活性化の推進
自治体および関連団体との連携強化
委託事業の促進

全国大会実行委員会

全国大会の企画・実行(随時設置)

年鑑編集チーム

年鑑『Graphic Design in Japan』の企画・作品選考会の
実施(「JAGDA賞」「JAGDA新人賞」の選出および「亀倉
雄策賞」ノミネート選考会も同時開催)・編集・発行

デザインハブ事業

デザインハブの運営および事業の企画・実施ならびに広
報活動への協力
東京ミッドタウンのデザインプロモーションへの協力

インターネット事業

Webサイト・イントラネットの運営・編集・更新
両メディアを活用した事業の企画・実施

収益事業

デザインコンテンツ事業の企画・実施
美術館ネットワーク・教育機関ネットワークの構築

選挙管理委員会

2008-2009年度 役員

理事15名 監事2名

2008-2009年度 運営委員

26名

全国地区

[北海道道央]

[北海道道東]

[青森]

[岩手]

[宮城]

[秋田]

[山形]

[福島]

[茨城]

[栃木]

[群馬]

[埼玉]

[千葉]

[東京]

[神奈川]

[新潟]

[富山]

[石川]

[福井]

[山梨]

[長野]

[岐阜]

[静岡]

[愛知]

[三重]

[滋賀]

[京都]

[大阪]

[兵庫]

[和歌山]

[鳥取]

[島根]

[岡山]

[広島]

[山口]

[徳島]

[香川]

[愛媛]

[高知]

[福岡]

[佐賀]

[長崎]

[熊本]

[大分]

[宮崎]

[鹿児島]

[沖縄]

社団法人日本グラフィックデザイナー協会 JAGDA (ジャグダ) とは Japan Graphic Designers Association Inc.



JAGDA (社団法人日本グラフィックデザイナー協会) は、日本でただひとつのグラフィックデザイナーの全国組織です。設立は1978年、1984年には通商産業省(現・経済産業省)所管の社団法人となりました。現在の会員総数は約2,100名。日本のグラフィックデザインの窓口として、国内はもちろん、世界中のさまざまな関連団体とも交流を深めています。

JAGDAの活動は、展覧会やシンポジウムの開催、出版、公共デザインやデザイン教育への取り組み、著作権の確立、デザイン料金基準の策定、デジタル・メディアの研究、広報、国際交流、健康保険や年金制度の充実など、幅広い分野にわたります。こういったさまざまな活動を通して、デザインをより良くすること、デザインをより知ってもらうこと、デザインのこれからを考えることが、JAGDAの存在意義と役目です。

※JAGDAに関する詳しい最新情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.jagda.org>



JAGDA秋田地区について (社団法人日本グラフィックデザイナー協会秋田地区)

JAGDA秋田地区は秋田県内15名の会員によって運営されている、社団法人日本グラフィックデザイナー協会の地区組織であり、設立以来さまざまな事業を通じてグラフィックデザインの活性化と地域貢献に努めてまいりました。

私たち秋田地区の活動範囲はデザイン表現の分野にとどまらず、商品開発、ブランドづくり、各種デザインコンテストや展覧会等の審査、開催サポート、デザイン教育に関する講師派遣、プロデュースなど、地域の産業やビジネス、自治体事業の活性化サポート等、多岐にわたります。

2009年度からは、県北、県南地域に各々連絡所を開設し、2010年度はあきたデザインハブの運営など、秋田県デザインの力を結集した、より身近なプロフェッショナル集団として、地域貢献と活性化のための様々なプロジェクトを実施してまいります。

当協会の主旨と活動にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※JAGDA秋田地区に関する詳しい最新情報は、ホームページをご覧ください。

<http://akita.jagda.org/>

あきたデザインハブは
より多くのデザイン作品をご覧いただくために
2nd Season をスタートします。



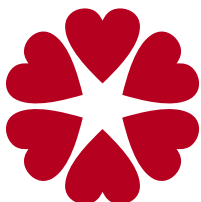
JAGDA (社団法人日本グラフィックデザイナー協会) 秋田地区が、
良質のグラフィックデザインをより多くの方々にご覧いただくために
2010年6月に開設した「あきたデザインハブ」も、365日間の第一期事業を
無事終了いたしました。関係各所のご理解とご協力により2nd Seasonとして
事業を継続することになりました。

2010年度は日本を代表するグラフィックデザインの数々をご覧いただきましたが
2011年度は東北と秋田県内のデザインを中心に紹介しながら
地域を見つめなおし、地域の産業と文化について考え、震災で疲弊した
東北の再生に貢献したく「東北の地からデザインの心で花咲かそ。」
をキャッチフレーズに、東北6県の心をビジュアル化したシンボルとともに
展覧会やワークショップを開催します。

東北の地から、東北の「知」のチカラで、「この土地」のチカラで
そして「私たちみんなのチカラ」で、これからのふるさとの姿を
デザインしていくためのソースになれることを願って
「あきたデザインハブ 2nd Season」をスタートします。
本年度も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

2011年6月吉日
(社)日本グラフィックデザイナー協会
秋田地区 会員一同

OPEN EXHIBITION SPACE
JAPAN DESIGN SHOWCASE



東北の地から、
デザインの心で花咲かそ。

AKITA DESIGN



Produce by Japan Graphic Designers Association Inc. AKITA

2nd Season

2011-2012 年事業計画

展覧会

- JAGDA TOHOKU POSTER EXHIBITION
- JAGDA年鑑掲載ポスター展2007-2009
- こどもアートキャンパス作品展
- 秋田県のアートディレクター展(予定)
- JAGDA秋田地区の仕事Part2(予定)

ワークショップ

こどもアートキャンパス
「光のデザイン・ちょうちん」

あきたデザインハブでは多くのすばらしいデザイン作品をたくさんのかたがたにご覧いただくために、随時展示計画を策定しております。
最新の展示計画はホームページでご確認ください。

<http://ad-hub.hal21.jp/>

AKITA DESIGN HUB は 人の流れをつくり出し、 都市機能と経済効果を再生させるための 中核スポットとしての実験空間です。

AKITA DESIGN HUB開設地である大町二丁目は、秋田駅西口街区と繁華街の川反およびビジネス街である大町、山王街区や古くからの商店街通町などを有機的に結びつけ、中核的な機能を提供することができる最適な立地と空間です。

このプロジェクトの効果により、秋田駅から、大町、川端、通り町そして山王へと人の流れを作り出し、さまざまな情報を得ることができます。

そして、その新しい実験はまちづくりのための貴重な知的資産となります。

デザインとアイディアのために開放された 3つの個性的空間

Space.A

さまざまな展示やミニイベントなどを開催します。中央奥のBOXスペースは秋田では初の映像作品の常設展示コーナーの開設を計画。映像展示がない場合は独立した展示スペースやイベントスペースとなります。

Space.B

ポスター、写真、イラストレーションなどの平面作品や中小規模の立体造形などの展示やミニイベントなどを行います。

Space.C

平面作品と小品立体造形などの展示に適したスペースです。個展やミニテーマ展などを予定しています。

主な事業計画

● 展覧会事業

グラフィックデザインの分野を中心とした全国規模や地域密着型の各種展覧会を複数回実施します。

また、県内在住のアーティストを対象にスペースを提供し、秋田のアートシーン活性化に貢献します。また、全国各地のデザインによる地域貢献活動やデザイン展を積極的に誘致し、情報交換と地域交流を図ります。

● 講演会・セミナー・ワークショップ事業

展覧会に関連したアーティストの講演会や地域活性化と啓発を目的としたデザインセミナー、ワークショップなどを開催します。

● 組織づくりと人材育成事業

「あきたデザインハブ」の各スペースや主催事業を運営するための社会人および学生による自主組織の設立、運営をサポートし、組織的企画運営を行うことにより地域活性化のための組織の促進と地域を担う人材の育成に貢献します。

● WEBによる情報発信事業

独自WEBサイトを開設し、リアルタイムな情報発信を行うとともに、地域活性化のためのモバイルコンテンツの活用手法についてさまざまな試みを行います。

<http://ad-hub.hal21.jp>

● 地域活性化イベント事業

地域の産業や特産、人材などにかかわるデザインコンテンツを核としたさまざまなイベントを企画運営します。また、地域のNPO組織や団体、コミュニティとの相互連携を積極的に推進することで、「まちぐるみ」の自主自立の地域イベントをバックアップします。

● まちづくり研究、提案事業

アクション・ワンとして一年間の事業成果を基に地域とまちづくりに関する提言を作成しWEBおよび文書にて公開します。

※上記事項は事業計画です。事業規模、事業計画は変更になる場合がありますのでご了承ください。

事業主体

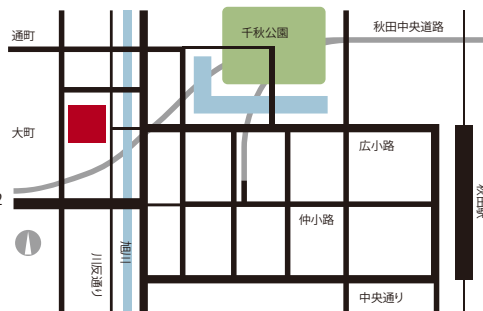
社) 日本グラフィックデザイナー協会 秋田地区
秋田地区本部/有) ライト・スタッフ内
〒010-1412 秋田市御所野下堤1-12-5
TEL:018-839-4753 FAX:018-839-4726

県北連絡所/有) アートデザイン内
〒018-0803 秋田県大館市東台5丁目2-95
TEL:0186-43-0064 FAX:0186-49-6526

県南連絡所/有) ディーズアート内
〒019-0701 秋田県横手市増田町増田字新町17-2
TEL:0182-55-1032 FAX:0182-55-1032

あきたデザインハブ運営事務局

010-0921 秋田県秋田市大町2-11
イーホテルショッピングモール1F 秋田最層内
TEL&FAX:018-853-7470



企画・運営：社団法人日本グラフィックデザイナー協会 秋田地区 協賛：秋田活版印刷株式会社、JAGDA東北地域

協力：イーホテル秋田、秋田観光コンベンション協会、LLPあきたデザインサポート

後援：秋田県、秋田市、秋田県教育委員会、秋田市教育委員会、秋田魁新報社、NHK秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田県広告業協会、(順不同)

社団法人日本グラフィックデザイナー協会 会員規定

[目的]

第1条

この規程は、社団法人日本グラフィックデザイナー協会定款（以下「定款」という。）第42条の規定に基づき、社団法人日本グラフィックデザイナー協会の会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

[会員の資格]

第2条

会員の種別及び資格を次のとおりとする。

1. 正会員

(1) グラフィックデザインに関し、2年以上実務として従事している者

(2) グラフィックデザインの教育に2年以上携っている者

(3) その他前各号に規定する資格と同等の資格を有する者

2. 賛助会員

グラフィックデザインに関心を有する法人、団体及び個人で賛助会費を負担するもの

[入会の手続]

第3条

定款第6条に基づき、正会員になろうとする者は、正会員1名の推薦を得て本会様式1の入会申込書を提出しなければならない。

2. 本会の賛助会員になろうとするものは、本会様式2の入会申込書を提出しなければならない。

3. 入会申込書は、事務局において受理し、その都度運営委員会に提出する。

4. 定款第8条第2項第4号に基づき、退会した者が再入会を申し出る場合、退会後3年を経過し、正会員1名の推薦を得て本会様式1の入会申込書及び所定の再入会申請書を提出し、会費の未納分を精算しなければならない。

[審査]

第4条

運営委員会は、前条により提出された入会申込書を、第2条に基づき審査しなければならない。

2. 理事会は、運営委員会の審査結果に基づき、入会を承認する。

3. 理事会は、入会の承認結果を事務局に連絡しなければならない。

4. 事務局は、前項の連絡を受けたときは、当該審査の結果を本会様式3により申請者に通知するものとする。

[正会員の資格取得]

第5条

定款第6条に基づき入会の承認の通知を受けた正会員は、通知の到達した日から1月以内に入会金及び会費を納付しなければならない。

2. 正会員は、前項の規定に基づき入会金及び会費を納付した日から会員資格を取得する。

[正会員の入会金及び会費]

第6条

正会員の入会金及び会費は、次のとおりとする。ただし、JAGDAフレンド制度規則上のサークルメンバーとして2年間在籍した者は、入会金を免除することとする。

(1) 入会金 個人30,000円、法人または団体100,000円

(2) 会費（年額） 個人36,000円、法人または団体150,000円

2. 会費は、前納とする。（振込手数料は会員負担とする）

3. 初年度会費は、第1項(2)の会費（年額）の12分の1に、入会承認のあった月の翌月以降の当該事業年度の残存月数を乗じた金額とする。

4. 正会員のうちで、日本国外に居住する者を海外会員とする。

海外会員会費（年額） 24,000円

5. 第12条により休会を認められた会員は、休会期間中の会費を免除する。

[賛助会員の資格取得]

第7条

第4条に基づき入会の承認の通知を受けた賛助会員は、通知の到達した日から1月以内に会費を納付しなければならない。

2. 賛助会員は、前項の規定に基づき会費を納付した日から会員資格を取得する。

[賛助会員の会費]

第8条

賛助会員の会費は、次のとおりとする。

会費（年額） 1口 100,000円

2. 会費は、前納とする。（振込手数料は会員負担とする）

[会員の権利]

第9条

会員は、定款で定めるものの他次の権利を有し、その権利はそのものに専属する。

(1) 会報及び名簿の配布を受けること

(2) 本会が発行し、または斡旋する図書、印刷物等を優先的に購入すること

(3) 本会の主催する講演会、研究会等への優先的参加

(4) 資産及び会計に関する帳簿等の閲覧

[権利の停止]

第10条

理事会は、当該年度の会費を納入しない会員に対し、会費の納入があるまで、前項各号の権利を停止することができる。

[会員の義務]

第11条

会員は、定款で定めるものの他、次の義務を負うものとする。

(1) 定款及び本規程を遵守すること

(2) 会員の住所、氏名等に異動のあったときは、すみやかに本会に届出ること

(3) 他人に属する著作権及び工業所有権を侵害しないこと並びに侵害させるような指示をしないこと

(4) 依頼者から提出された資料及び情報の秘密を漏らし、または盗用しないこと

[休会]

第12条

正会員が、長期療養を必要とする病気その他のやむを得ない事由がある場合、申し出により、相当期間の休会を認めることができる。

[退会の申出]

第13条

定款第8条に基づき、退会の申し出をしようとするときは、本会様式4により行わなければならない。

[会員規程の変更]

第14条

本規程の変更は、理事会の議決を経たのち、総会に報告しなければならない。

施行:

1984年4月2日

改訂:

1987年3月26日

1988年5月26日

1988年10月25日

1990年3月10日

1990年5月10日

1993年11月17日

1998年5月11日

2000年6月5日

2001年5月8日

2002年5月7日

社団法人日本グラフィックデザイナー協会 定款 1/3

第1章 総則

[名称]

第1条

本会は、社団法人日本グラフィックデザイナー協会（英文名 Japan Graphic Designers Association Inc.。略称「JAGDA」）と称する。

[事務所]

第2条

本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

[目的]

第3条

本会は、グラフィックデザイナーを主体とし、グラフィックデザインに関する知識及び経験の交流と活用を通じて、グラフィックデザインの向上を推進し、もって生活文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グラフィックデザインに関する展覧会、講演会の開催及び参加
- (2) グラフィックデザインに関する図書その他刊行物の発行
- (3) グラフィックデザインの創作の保全に関する方策の樹立並びに推進
- (4) 各国のグラフィックデザイン団体との国際交流
- (5) グラフィックデザイナーの育成
- (6) グラフィックデザインに関する調査・研究
- (7) グラフィックデザインに関する関係諸機関との連絡及び協力
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

[種別]

第5条

本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会する個人及び法人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3. 賛助会員は、本会の事業に協力しようとするものとする。

[入会]

第6条

本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3. 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

[入会金及び会費]

第7条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

[退会]

第8条

会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

[除名]

第9条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

[会員資格の喪失に伴う権利及び義務]

第10条

会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第3章 役員

[種類及び定数]

第11条

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人又は3人
2. 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

[選任]

第12条

理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては10人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2. 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3. 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により定める。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

[職務]

第13条

理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2. 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

[任期]

第14条

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[解任]

第15条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

社団法人日本グラフィックデザイナー協会 定款 2/3

2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

[報酬]

第16条

役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

第4章 会議

[種別]

第17条

本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

[構成]

第18条

- 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。
 3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[権能]

第19条

- 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。
2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に附議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

[開催]

第20条

- 通常総会は、毎年1回以上開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 3. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

[招集]

第21条

- 総会及び理事会は、会長が招集する。
2. 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。
 3. 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。
 4. 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

[議長]

第22条

- 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

[定足数]

第23条

総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

[議決]

第24条

- 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 総会及び理事会においては、第21条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
 3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

[書面表決等]

第25条

- やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 3. 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

[議事録]

第26条

- 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

[資産の構成]

第27条

- 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金収入
 - (3) 会費収入
 - (4) 寄附金品
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他

[資産の管理]

第28条

本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

[経費の支弁]

第29条

本会の経費は、資産をもって支弁する。

[事業年度]

第30条

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

社団法人日本グラフィックデザイナー協会 定款 3/3

[事業計画及び収支予算]

第31条

本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2. 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

3. 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

4. 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

[事業報告及び収支決算]

第32条

本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。

2. 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

[特別会計]

第33条

本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

[収支差額の処分]

第34条

本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

[借入金]

第35条

本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

第6章 定款の変更、解散等

[定款の変更]

第36条

この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

[解散]

第37条

本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

2. 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

[残余財産の処分]

第38条

本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会与類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第7章 補則

[備付け書類及び帳簿]

第39条

本会は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

[委員会]

第40条

本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

[事務局]

第41条

本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

[実施細則]

第42条

この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則(昭和59年4月2日)

1. この定款は、通商産業大臣の設立許可を受けた日(以下「許可日」という。)から実施する。
2. 本会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項並びに第19条第1項第5号の規定にかかわらず、設立総会で選任された者とする。なおその任期は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、昭和60年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第19条第1号及び第33条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、許可日から昭和60年3月31日までとする。
5. 日本グラフィックデザイナー協会の会員で、第5条の規定に定める資格を有する者は、第6条第1項の規定にかかわらず、許可日に本会の会員となったものとみなす。
6. 日本グラフィックデザイナー協会の権利義務は、許可日に本会に承継するものとする。 職員の勤務年数は通算するものとする。

附則(平成元年9月28日)

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成5年6月18日)

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成5年11月17日)

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成11年9月17日)

この変更規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成19年2月7日)

この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。

JAGDA秋田地区活動のあゆみ-1

'81.9月	「JAGDA講演会」／秋田キャッスルホテル 講師：中村誠氏	'98.7月	「デザインカレッジ in あさひの森」／ニツ井町 秋田公立美術工芸短大・学生とのポスターデザイン・ ワークショップ
'82.2月	「JAGDA'81展」／秋田県産業会館ホール	'99.5月	「JAGDA AKITA Who's Who vol.1」発行
'82.3月	「第59回ニューヨークADC展」／三傳ビル5F大会議室	'99.7月	「デザインカレッジ in あさひの森」／ニツ井町 秋田公立美術工芸短大・学生とのシンボルマーク・ワークショップ
'82.9月	「ニューヨーク・ソサィティ・オブ・イラストレーターズ展」 「日本の秀作観光ポスター展」／キャッスルプラザ3F展示ホール	'99.2月	「Good by 1999の集い」／アキタパークホテル 県内若手クリエイターとの交流・忘年会
'86.6月	「JAGDA'86展」／秋田市文化会館・地下展示ホール	'00.7月	「デザインカレッジ in あさひの森」／ニツ井町 秋田公立美術工芸短大・学生との商品開発・ワークショップ
'87.8月	「JAGDA'87展」／秋田市文化会館・地下展示ホール 「講演会」講師：小島良平氏、松永真氏 「'87ペーパーショー秋田展」併催	'00.9月23日～10月21日	「JAGDAポスター展1997世界遺産+白神山地ポスター展」 アトリエももさだ多目的ホール(秋田市新屋)
'88.8月	「JAGDA平和ポスター展1988」／ 秋田市文化会館・地下展示ホール 「講演会」講師：上條喬久氏	'00.10月	「JAGDAポスターカード展はなはな+秋田会員オリジナル ポスターカード展」／秋田中央郵便局コミュニティスペース
'89.12月	「91×55mm忘年会」／秋田ビューホテル ゲスト：中村誠氏	'00.12月	「Good by 2000」／アキタパークホテル 県内若手クリエイターとの交流・ミレニアムパーティー
'90.10月	「'90FALL SPA 乳頭温泉 with 亀倉雄策会長の旅」 ゲスト：亀倉雄策氏、勝井三雄氏、麴谷宏氏 鶴ノ湯温泉(田沢湖町)と武家屋敷(角館町)	'01.7月	「デザインカレッジ in あさひの森」／ニツ井町 秋田公立美術工芸短大・学生とのパッケージ・ワークショップ
'90.11月	「秋田地区会員オリジナルカレンダー」自主制作 県内各地で「カレンダー展」開催 B3版・オフセット2色・12枚	'01.9月16日～10月7日	「JAPAN 2001 ポスター展」 アトリエももさだ多目的ホール(秋田市新屋) 日本をテーマにした会員自主制作B1ポスター
'91.6月	「JAGDA WATER WEEK '91」 秋田地区主催、企画プロデュース	'01.10月7日	「第5回 JAGDA東北地域会議・秋田大会」デザインセミナー 秋田公立美術工芸短大・大講堂 講師：福田繁雄氏、青木克憲氏
9日◆第13回千秋茶会／千秋公園本丸 秋田県内の名水・清水をJAGDA会員が集め、茶席に提供 ◆第13回日本フルーツフェスティバル in 秋田／ アトリオン音楽ホールテーマ「水の調べ」、デザイン協力		'02.3月	「JAGDA AKITA Who's Who vol.2」発行
10日◆水の音楽会・1部 「加曽利康之スペシャルコンサート」／アトリオン音楽ホール 水をテーマにしたEL90の演奏 協力＝株)ヤマハプランズショップ秋田 ◆水の音楽会・2部 「オーヴァチュア」水の調べと朗読の会／アトリオン音楽ホール 秋田混声合唱団、ピアノ五重奏、堀江沙オリ(朗読)、 あゆかわのぼる(司会) ◆「JAGDAウォーターポスター展1991」 アトリオン2F美術展示ホール JAGDA会員による「水」をテーマにしたB1ポスター 協賛＝地元企業各社、「天然水」試飲コーナー		'02.7月	「デザインカレッジ in あさひの森」／ニツ井町 秋田公立美術工芸短大との白神・商品開発、ワークショップ 私のポスター論 講師：寺島賢幸氏(JAGDA道央)
15日◆椎名誠監督「ガクの冒険」映画上映会・1990ホネフィルム アトリオン音楽ホール ◆講演：中村征夫(水中カメラマン)		'02.9月	「世界自然遺産・白神山地」ニツ森／八森町 会員6名、友人3名で登山
'91.11月	「秋田地区会員有志オリジナルカレンダー」自主制作 A2版／オフセット2色・12枚	'03.1月	「著作権セミナー」 レストラン・フォンテーヌ(秋田市) 講師：黒部洸瑠氏(JAGDA創作保全委員長)主催：秋田県中小企業 団体中央会 参加者：80名 「グラフィックデザイナーの著作権Q&A」配布
'93.9月	「JAGDA平和と環境のポスター展 “I'M HERE.”」 アトリオン2階美術展示ホール	'04.11月	「JAGDワンデースクールin秋田」 秋田公立美術工芸短大 講師：水野学氏
'94.10月	「JAGDA'94展」／アトリオン2F美術展示ホール 全国テクノポリスシンポジウムのためのデザインプロセス・ パネル展示 JAGDA秋田地区会員の作品展示	'05.12月	「JAGDワンデースクールin秋田」 秋田公立美術工芸短大 講師：田中竜介氏'81.9月

JAGDA秋田地区活動のあゆみ-2

'06.8月	'10.6月
JAGDA AKITA SUMMER EXHIBITION「十人十色」	1日～あきたデザインハブ専用ホームページを開設運用開始
1.秋田内陸線車内展「十人十色」	'10.8月
2.JAGDA秋田 秋田内陸線特別列車「十人十話のデザイン列車」	JAGDAフンデースクールin秋田 開催(28日)
'06.10月	会場／秋田公立美術工芸短期大学
JAGDA ONE DAY SCHOOL in 秋田 2006	講師／上原亮輔氏
秋田公立美術工芸短大	'10.11月
講師:佐野研二郎氏	WEB放送局「AD-HUB-TV／あきたデザインハブテレビ」を開局(6日)
JAGDA ポスター展:Water For Life.(1日～日まで)	'10.11月
'07.10月	秋田県少子化対策応援ファンド事業
JAGDA 東北地域大会 in 秋田(20日～21日)	「JAGDA AKITA こどもアートキャンパス」開催(7日)
角館・秋田内陸線沿線	会場／あきたデザインハブ
JAGDAデザインコミットin角館	講師／栗林孝之
手すき和紙体験セミナー	'11.2月
デザインセミナー	秋田市立千秋美術館「赤塚不二夫展」を支援共催
'07.10月	(2月11日～3月27日／千秋美術館)
JAGDA秋田地区会員作品展	'11.6月
ボトルラベルから見える秋田のデザイン	秋田県美術展覧会デザイン部門懇親会
(9月20日～10月10日／秋田市ニューシティー)	「デザインコミット」主催 (27日)
(10月20日～21日／角館駅前蔵)	ほか
'07.10月	
秋田内陸線車内展「十人十色2007inTOHOKU」	
(10月15日～11月15日まで)	
'08.8月	'11.7より
秋田県に対し「秋田内陸線存廃問題に関する提言書」を提出	秋田県美術展覧会へ専門委員を派遣(2名)
(地域振興局総務企画部地域企画課／8月19日付け)	
'08.8月	2011年7月以降の事業予定
秋田県現代美術展に事業成果を出品	あきたデザインハブ展覧会
(8月30日～9月2日まで／アトリオン第一展示室)	●JAGDA TOHOKU POSTER EXHIBITION
'09.11月	●JAGDA年鑑掲載ポスター展2007-2009
あきたアートジャングルに事業成果を出品	●こどもアートキャンパス作品展
(11月26日～30日まで／秋田市カレッジプラザ)	●竿燈まつりポスターの系譜展2011
'10.6月	●秋田県のアートディレクター展(予定)
秋田市大町に展示&イベントスペース「あきたデザインハブ」	●JAGDA秋田地区の仕事Part2(予定)
を開設運営し、秋田県芸術文化振興基金の支援により「現代日本秀	秋田市立千秋美術館企画展「KITTY EX.」支援協賛
作ポスターの潮流1600ten」として多数の展覧会を開催。	ワークショップ
あきたデザインハブの主な展覧会	こどもアートキャンパス
6月1日～11月24日	「光のデザイン・ちようちん」
JAGDA秋田地区会員作品展	特別企画事業
6月1日～6月30日	JAGDAハンカチ展(仮題)
日本のグラフィックデザイン展	ほか
6月1日～8月17日	
広島アピールズ	
JAGDA平和ポスター展	
8月19日～	
JAGDA年鑑2000-2009掲載ポスター展	
7月1日～8月17日	
御堂筋アートグランプリプレゼンツ	
「たのしいえこめっせーじ展inAKITA」	
7月25日～8月17日	
竿燈祭りポスターの系譜展	
10月18日～2011年1月21日	
栗林孝之 環境ポスター展「EARTH HEART in AKITA」	
11月28日～2011年1月21日	
こどもアートキャンパス作品展	
11月25日～	
JAGDA秋田地区の仕事展	
JAGDA秋田地区会員展 My Choice	
2011年2月19日～	
JAGDA東北地域会員ポスター展	
「ありがとう!元気です。東北」	

JAGDA秋田地区デザイン委託業務実績

'94.10月
 第9回全国テクノポリスシンポジウム秋田大会
 広報ツールデザイン印刷、
 会場サイン計画(秋田ビューホテル)
 CL=テクノポリスシンポジウム実行委員会、
 秋田県商工労働部工業振興課

'94.10月
 '94秋田テクノフェア
 広報ツール印刷、会場サイン計画・設営
 (アトリオン・イベントホール)
 CL=(財)秋田テクノポリス開発機構

'95.4月～'00.3月
 季刊「ウィーヴ」A4・P16・オフセット2C(Vol.1～20)
 CL=(財)秋田テクノポリス開発機構
 現(財)あきた産業振興機構

'97.2月
 第52回国民体育大会冬季大会スキー競技会
 あきた鹿角国体公式ポスターデザイン
 CL=秋田県実行委員会事務局

'97.10月
 「サン・パティオ大町」マークロゴデザイン
 CL=秋田パティオ協同組合

'97.10月
 秋田県伝統的工芸品マークデザイン
 CL=秋田県商工労働部

'03.6月
 「あきた家族ふれあいサンサンデー」
 ポスターデザイン製作委託業務
 会員作品3点提出、決定案のポスター、チラシ印刷
 CL=秋田県生活環境文化部県民文化政策課

'03.6月
 第62回国民体育大会「秋田わか杉大会」デザイン統一・企
 画業務をJAGDA秋田地区と地元デザイン団体で受託。ワー
 キングチームによる、規定書体・シンボルマーク制定のため
 のプランニング、補助業務。

'04.6月～8月
 美郷町章選考、補作及びデザインガイド作成業務
 CL=千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

'04.8月～'05.1月
 由利本荘市章選考、補作及びデザインガイド作成業務
 CL=本荘由利一市七町合併協議会

'04.10月～'05.2月
 潟上市章制定支援業務
 CL=天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

'05.4月～6月
 湯沢市章制定業務
 市章公募作品から候補作の選考、採用作品の補作修正及
 びデザインマニュアル作成。
 CL=湯沢市

'05.6月～8月
 仙北市章制定支援業務
 選考、採用作品の補作、修正及びデザインガイド作成。
 CL=田沢湖町・角館町・西木村合併協議会

'05.6月～9月
 横手市章制定業務
 採用作品の補作、修正及びデザインマニュアル作成。
 CL=横手平鹿8市町村合併協議会

'05.9月～12月
 能代市二ツ井町合併協議会市章公募選定等支援業務
 採用作品の補作、修正及びデザインガイド作成。
 CL=能代市二ツ井町合併協議会

'05.10月～'06.3月
 八峰町章選考、補作及びデザインガイド作成業務
 候補作選考補助と類似検索。採用作品の補作、修正及びデ
 ザインガイド作成。
 CL=八森町峰浜村合併協議会

'05.10月～'06.3月
 男鹿市地域提案型雇用創造促進事業
 「特産品販売促進講習」と「特産品事例発表」業務
 男鹿半島観光資源調査・雇用創造促進事業業務
 新規商品開発コンクール開発業務
 販促イベントの開催、開催結果の報告
 CL=男鹿地域雇用創出協議会

'06.8月～'07.2月
 H18地域資源∞全国展開プロジェクト
 「特産品開発サポート・デザインプラン提案」
 「ブランド戦略・デザインプラン提案」等
 販促イベントの開催、開催結果の報告
 CL=仙北市商工会

'07.10月～'08.3月
 H19地域資源∞全国展開プロジェクト
 「仙北市統一ブランドシステム策定事業」
 「商品開発&デザイン提案事業」
 CL=仙北市商工会

'08.6月～'09.2月
 H20地域資源∞全国展開プロジェクト
 「大仙市特産品開発事業」
 「大仙市観光資源発掘調査&モニターツアー事業」
 CL=大仙市商工会

'09.6月～'10.2月
 提案公募型事業大仙市地域ブランド策定事業
 「観光情報ブランド開発事業」
 「大豆物産ブランド開発事業」
 CL=大仙市商工会

JAGDA秋田地区会員名簿-1

富田 漣

Sazanami Tomita

有限会社 エステイプランニング 会員番号 0500003
〒010-1632 秋田市新屋大川町26-3
Tel.018-828-7161 Fax.018-828-7162
E-mail:stp@wonder.ocn.ne.jp

●1947年秋田県男鹿市生まれ。1964年中央美術学園卒。
(株)アートシステムを経て1991年(有)エステイプランニング設立現在に至る。主に山本町じゅんさい市場調査・BI開発、八森町シンボルキャラクターVI、大内町情報センターVI、北欧の杜公園サイングラフィック、男鹿市物産開発促進協議会VI……県内市町村、企業の販促などの企画プラン&デザインを手掛ける。

森川 恒

Ko Morikawa

株式会社 バウハウス 会員番号 0500005
〒010-0873 秋田市千秋城下町5-53
Tel.018-836-3900 Fax.018-836-3901
http://www.bau.co.jp/ E-mail:ko@bau.co.jp

●1949年秋田市生まれ。武蔵野美術短期大学油絵科卒。
アートディレクター『株アキタアートデザイン』を経て'82年制作プロダクション(株)バウハウスを設立。'90年全国観光ポスターコンクールにおいて金賞受賞。'01年あきたデザインネットワーク設立。
NPO法人秋田バリアフリーネットワーク副理事長。

伊藤 敬悦

Keietsu Ito

デザインスタジオ夢工房 会員番号 0500006
〒014-0067 秋田県大仙市飯田字堰東152-11
Tel.0187-63-0284 Fax.0187-63-5284
E-mail:yumekobo@poem.ocn.ne.jp

●1950年秋田県生まれ。
1981年(有)トータルアートセンターを主宰、1984年(株)販促を経て、1987年デザインスタジオ夢工房主宰、現在に至る。主に(株)ミナミユースランドホテルVI、田沢湖スイス村VI、田沢湖高原リゾート(株)などの広告ディレクション。
1976年大曲市デザイン功労賞、他

三浦 陽一

Yoichi Miura

三浦デザイン事務所 会員番号 0500008
〒014-1114 仙北市田沢湖神代字生田中村253
Tel.0187-44-3363 Fax.0187-44-3620
E-mail:mkitaura@hana.or.jp

●1954年秋田県生まれ。大曲農業高校卒。地方百貨店のタカヤナギ本店企画宣伝を経て'82年に独立。
地域づくりもデザインという思いから、地方の歴史や文化などの魅力を見つけたデザインに活かしている。'00年に第1回全国地域づくり紙コンクールで優秀賞、第1回街歩きマップコンテストで「秋田角館外町絵図」が都市観光を創る会賞に選ばれる。

佐藤 宏明

Hiroaki Sato

ヒロ・デザインオフィス 会員番号 0500012
〒014-0042 秋田県大仙市福見町1-21
Tel. Fax.0187-63-7305
Handy.090-9531-6611

●1954年秋田県西仙北町生まれ。
1976年桑沢デザイン研究所彫版グラフィックデザイン科1修了。
市内印刷会社、横手市のデザイン事務所を経て、2000年ヒロ・デザインオフィス設立、現在に至る。年中無休。
OFFは自然と遊ぶ。

2011年度地区代表幹事・東北地域副代表 秋田地区本部

南澤 肇

Hajime Minamizawa

有限会社 ライト・スタッフ 会員番号 0500016
〒010-1412 秋田市御所野下堤1-12-5
Tel.018-839-4753 Fax.018-839-4726
http://right.hal21.jp/ E-mail:right@hal21.jp

●1959年秋田県生まれ。秋田工業高等学校卒。現場監督、報道補助員、工場労働者、などを経て1989年(有)ライト・スタッフ設立、現在に至る。
第21回秋田市発明工夫展奨励賞。第2回BB.BIGLOBE Flashコンテスト特別賞。ニューボルト缶デザインアワード2004特別賞。2006デザイングランプリ東北最優秀賞など。経済産業省認定初級システムアドミニストレータ。主な業務はホームページをご覧ください。

県北地区連絡所

三浦 英人

Hidetoto Miura

アートデザイン 会員番号 0500019
〒017-0803 大館市東台5丁目2-95
Tel.0186-43-0064 Fax.0186-49-6526
E-mail:adad@forest.ocn.ne.jp

●1953年秋田県生まれ。
1971年 東京渋谷ほかのデザイン印刷会社に10年間従事し、デザインワークに携わったのちUターン。大館市内の関連会社に勤務した後、平成元年独立。有限会社アートデザインを設立しアトリエを現住所に構え、現在に至る。主に地場産業のメーカー・ショップの広告やパンフレットなどを制作。企業・医院のCIやサインも手掛ける。

阿部 与四郎

Yoshiro Abe

阿部デザイン事務所 会員番号 0500021
〒011-0901 秋田市寺内油田2丁目12-26
Tel.018-874-9603 FAX.018-8749604
E-mail:abe.yoshiro@ruby.plala.or.jp

●1955年秋田県秋田市生まれ。
1972年 秋田市立工芸学校(現秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院)デザイン科卒業。看板制作会社、印刷会社、デザイン会社を経て1992年フリーとなり現在に至る。

2011年度地区幹事

藤田 司

Tsukasa Fujita

株式会社 カッパンプラン 会員番号 0500023
〒011-0901 秋田市寺内字三千刈110-1
Tel.018-865-5634 Fax.018-888-3505
E-mail:fujita@k-plan.co.jp

●1963年秋田県秋田市生まれ。
1984年(有)マゼンタプロダクション入社。1994年退社後(株)カッパンプラン入社、現在に至る。
1995年度日本新聞協会新聞広告賞優秀賞受賞。

安田 昌平

Shouhei Yasuda

デザインスタジオ ネイティブ 会員番号 0500024
〒014-0054 秋田県大仙市大曲金谷町19-9
Tel.0187-62-1362 Fax.020-4665-4270
http://www.na-tive.com/ E-mail:yasuda@na-tive.com

●1966年秋田県生まれ。多摩芸術学園(現・多摩美術大学二部)デザイン科卒。有限会社シスコを経てデザインスタジオネイティブを設立。クリエイターズエージェンツ株式会社アトリエコスモスの運営スタッフとなる。VI、WEBサイトプランニングをはじめ、各種情報機器のインターフェイスなど、様々なメディアのコンテンツのデザインやアートディレクションを手がける。

JAGDA秋田地区会員名簿-2

坂本 憲信

Norinobu Sakamoto

秋田公立美術工芸短期大学

会員番号 0500025

〒010-1632 秋田市新屋大川町12-3
Tel.018-888-8129 Fax.018-888-8109
E-mail:sagamodo@jagda.org
sakamoto@amcac.ac.jp

●1961年秋田県生まれ。多摩美術大学グラフィックデザイン専攻卒。TVグラフィック、ディスプレイ、イベントプロデュース等の業務を経て1995年より現職。
第3回デザイングランプリTOHOKU 奨励賞／第40回宣伝会議賞 協賛企業賞／トゥルナバ・ポスター・トリエンナーレ2003 入選[2点]

國分 美湖

Yoshiko Kokubu

7even discotheque

会員番号0500029

秋田県秋田市
TEL.090-6454-1743
http://kokubu.konjiki.jp/ E-mail:yoshi_love@yahoo.co.jp
●美術短大産業デザイン学科視覚デザイン卒。
Apple製品関連の販売業を経てデザインの道へ。

奥田 毅

Tsuyoshi Okuda

デザイン オン

会員番号 0500026

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町13-41
アイ・リフォーム千代田町ビル 2B
Tel.018-862-6880 Fax.018-862-6832
E-mail:t_okuda@bau.co.jp

●1968年秋田県生まれ。仙台デザイン専門学校卒。
1989年 (株)パウハウス入社。
2000年 デザイン オン設立。

佐藤 真

Makoto Sato

佐藤真、デザイン事務所

会員番号 0500030

〒010-0951 秋田市山王3丁目1-1
秋田県庁第2庁舎3F
Tel&Fax.018-811-2026
E-mail:makoto-d@can.ne.jp

●1972年秋田市生まれ。秋田西校卒。
千代田工科芸術専門学校卒業後、都内デザイン事務所勤務。
Uターン後、あきたタウン情報に勤務。
退社後、仙台の音楽事務所に勤務し音楽関係のデザインに携わる。
2006年フリーになり現在に至る。

2011年度地区幹事

県南地区連絡所

小野寺 利彦

Toshihiko Onodera

ディーズ・アート

会員番号 0500027

〒019-0701 横手市増田町増田字新町17-2
Tel&Fax0182-35-5018 IP Phone050-1202-4395
E-mail:derayan@ds-art.com

●1969年兵庫県生まれ。東京工業専門学校航空工学科卒。
東京での就職時、CGに興味を持つ。秋田に帰郷後地元のタウン誌に入社、以降グラフィックデザインの世界へ。1999年に独立しディーズ・アートを立ち上げ現在に至る。印刷物の他、WEBサイト、CD-ROM、DVDなどのデジタルコンテンツ、映像制作と一通りのメディアを手掛ける。創造集団クリエイティブモンキーズ代表

中泉 幸一

Koichi Nakaizumi

中泉デザイン室

会員番号 0500031

〒010-0951 秋田市山王3-8-5 302号
Tel.018-883-0174 Fax.018-838-6068
E-mail:nakaizumi@cocoa.plala.or.jp

●1954年秋田市生まれ。武蔵野美術短期大学卒。
1998年、秋田市にUターン。
グラフィックデザイナー、時々イラストレーター、たまに自称絵本作家。

佐藤 友悦

Yuetsu Sato

サゴン Sato Goto Design

会員番号 0500028

〒063-0033 札幌市西区西野3条6丁目1-20 ブロードフォー8号
TEL&FAX011-671-0775
http://www.sagon.info/ E-mail:y.sato@sagon.info

●札幌市内の印刷会社・デザイン事務所等で13年間デザインワークの活動をしたのちUターン。2009年よりフリーランスとして印刷物やWEBサイトやの他様々なデジタルコンテンツを手掛ける活動を行う。

武藤 正彦

Masahiko Muto

秋田県教育庁生涯学習課

会員番号 0500015

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1
Tel.018-860-5186 Fax.018-860-5816
E-mail:Masahiko-Muto@pref.akita.lg.jp

●1953年男鹿市生まれ。75年和光大学人文学部芸術学科卒、株式会社アキタ・アート・デザイン入社。84年社名変更、株式会社アートシステム。91年クリエイティブデザイン部長。2000年第2企画部長。05年株式会社岩手デザインセンター取締役。11年秋田県教育委員会事務職員。グラフィックデザイン、金融機関の広報、地元企業や大規模集客施設のCIS、博物館の展示グラフィック、商品開発、サインデザインなどを手掛ける。現在、新秋田県立美術館のPR・開館準備を担当。



社団法人 日本グラフィックデザイナー協会

〒107-6205 東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウン・タワー5F

TEL.03-5770-7509 FAX.03-3479-7509

URL <http://www.jagda.org> E-mail : jagda@jagda.org



AKITA

社団法人 日本グラフィックデザイナー協会 秋田地区

■ **秋田地区本部／有)ライト・スタッフ内**

〒010-1412 秋田市御所野下堤1-12-5

TEL:018-839-4753 FAX:018-839-4726

秋田地区eメール : info-akita@jagde.org

秋田地区ホームページ : <http://akita.jagda.org/>

■ **県北連絡所／有)アートデザイン内**

〒018-0803 秋田県大館市東台5丁目2-95

TEL:0186-43-0064 FAX:0186-49-6526

■ **県南連絡所／ディーズアート内**

〒019-0701 秋田県横手市増田町増田字新町17-2

TEL:0182-55-1032 FAX:0182-55-1032

※地区本部及び連絡所は年度によって変更になる場合があります。
詳しくはJAGDAホームページおよび秋田地区ホームページでご確認ください。

社) 日本グラフィックデザイナー協会通称JAGDA(ジャグダ)は
デザインにおける日本最大級の職能団体です。

各種グラフィックデザイン、商品開発、プランニング、デザイン審査
デザイン分野やプランニング分野のアドバイザー派遣など
秋田地区では、デザインに関する様々な問題にお答えしています。
ホームページの専用フォームをご利用ください。

<http://akita.jagda.org/form.htm>

JAGDA秋田地区では、情報公開のペーパーレス化を推進しています。
最新の情報は本部および秋田地区のホームページをご覧ください。

<http://www.jagda.org/>

<http://akita.jagda.org/>

秋田地区のホームページの年度毎定期更新は7月となっております。



あきたデザインハブ

010-0921秋田県秋田市大町2-11

イーホテルショッピングモール2F・3F

事務局(1F秋田県庁内) TEL&FAX:018-853-7470

<http://ad-hub.hal21.jp>